

広報

ひもいち

No.686

7

令和3年 July



下市グラウンドゴルフクラブ

下市町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第3弾)

今回の第3弾となる新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について、以下の対策などを行います。詳細については、各担当課にお問い合わせください。

【自治会向け】

地域力向上促進事業

各区が行うコロナ対策や活性化対策等に対して地域力向上促進補助金を支出します。
問合せ 総務課 IP 68-9060 (直通)

新型コロナ感染対策用品整備補助事業

地域防災力向上事業補助金にコロナ対応枠を1回分追加します。
対象品目 マスク、消毒液、空気清浄機など
補助率 購入経費の50% (上限6万円)
補助回数 1回 (今年度に限る)
問合せ 総務課 IP 68-9060 (直通)

安心安全推進事業

公共的な寄り合いや行事を行う場合に、下市町役場でアルコール消毒液等を配布します。
問合せ 総務課 IP 68-9060 (直通)

【継続中】

上水道基本料金減免事業

水道利用者を対象に、令和2年7月検針分から下記の期間まで上水道基本料金の減免を行っています。

★奇数月の検針地区	★偶数月の検針地区
令和3年7月検針分まで	令和3年8月検針分まで
問合せ 上下水道課 ☎52-5540 (代表)	

給食費の無償化事業

こども園、小・中学校へ通う園児児童生徒を対象に、令和2年7月から令和3年9月まで給食費の無償化を行っています。

問合せ 教育委員会 ☎52-1711 (代表)

こまどりケーブルテレビ基本料金減免事業

町内の全世帯及び事業主を対象に、令和2年7月から令和3年8月利用分までこまどりケーブルテレビ基本料金の減免を行っています。

問合せ 総務課 IP 68-9060 (直通)

感染症拡大防止事業

福祉医療証の発行及びタクシー券の配布において、窓口での対応から郵送により対象者に送付します。また、子ども医療受給者証の有効期限の延長を行います。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063 (直通)
健康福祉課 IP 68-9064 (直通)

コロナワクチン接種推進事業

コロナワクチン集団接種実施に伴い、接種会場となる南奈良看護専門学校体育館までの交通手段の無い高齢者及び障害者の方々に、ワクチン接種2回のタクシー券4枚(2回往復分)を配布します。

問合せ 健康福祉課 IP 68-9065 (直通)

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入などが一定程度減少したことにより、保険税(料)の納付が困難な方は、減免が認められる場合があります。

※申請には収入を証明する書類などが必要です。詳細については下記までお問い合わせください。

問合せ 住民保険課(国民健康保険・後期高齢者医療) IP 68-9063 (直通)
健康福祉課(介護保険) IP 68-9064 (直通)

教育環境安全・安心事業

小・中学校の児童・生徒のオンライン授業時の環境充実を図るため、持ち帰り用パソコンの電源アダプターを整備します。また、学校と家庭などとの間で双方向での連絡が可能なアプリケーションを導入します。

問合せ 教育委員会 ☎ 52-1711 (代表)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 医療費受給資格証の更新を郵送で行います

町では、子ども、心身障害者、ひとり親家庭等、重度心身障害老人等、精神障害者の方に対する医療費の助成を行っています。現在、助成を受けている方は、令和3年7月31日で医療費受給資格証の有効期限が切れます。

令和3年8月1日より引き続き助成の対象になると思われる方には、申請(更新)書類を送付しますので、同封の返信用封筒にて下記書類の郵送をお願いいたします。

※重度心身障害老人等医療費助成受給資格の方は、受給資格証の交付はありませんが申請は必要です。
申請書等を提出されないと、医療費の支給ができませんのでご注意ください。

更新手続きに必要な書類

- ①申請書(必要事項を記入・捺印したもの)
- ②健康保険証・振込先の通帳の写し(前回申請時から変更がある場合)

※扶養義務者等が他市町村に在住の方及び令和3年1月2日以降に転入された方は、令和3年度課税(非課税)証明書(令和2年中所得)もしくはマイナンバー利用同意書が必要です。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063 (直通)

議会だより

令和3年第3回下市町議会（定例会）が6月7日から9日までの3日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決、同意されました。

- ・ 条例改正（1件）、補正予算（1件）、同意（1件） 計3件
- ・ 3名の議員より一般質問

議案

▼下市町税条例の一部を改正する条例
▼令和3年度下市町一般会計補正予算（第1号）について

▼下市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下市町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに裏西代志夫氏を選任することに同意されました。



裏西代志夫氏
(善城)

一般質問

矢野和男議員から

- コロナワクチン接種事業について
- こまどりケーブル未加入世帯への案内・周知について
- 町内住民・業者への支援策
- 火葬場整備について
- 地域の会館の整備に関して
- 町内町有施設の利・活用と寄付いただいた土地の有効活用について
- 尾上治吉議員から
- 紫水苑（火葬場）について、再度お伺いします。

現状の施設の状態についてお伺いします。

○教育委員会での考古学・文化財保存委員で、ご活躍頂いた、菊田さんが、ご逝去され後任対応について、下市町として今後の対応についてお伺いします。

○小学校統廃合での旧小学校の備品活用についてお伺いします。
特に旧阿賀小学校体育館にある、グラウンドピアノの処分について、お伺いいたします。

○下市町管理の町道幹線沿い危険なナラ枯れについて、下市町としての対策についてお伺いいたします。

○コロナ感染症関連について
ワクチン集団接種の交通手段として、タクシードライバーの配布については、集団接種を受ける高齢者の方は、非常に喜んでおられます。
コロナ感染症接種後 高齢者・生活困窮者に対して、夕食の食事補助金を検討されたら如何でしょうか。

松田哲子議員から

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種における予約や送迎について
- コロナ禍における経済状況の悪化と建設計画等による住民サービスへの影響について
- 今回（令和3年～5年度）の介護保険料基準額について

8月2日（月）は国民健康保険税第1期分の納期限です 納期内に納めましょう。

納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。

※口座振替をご利用の方は、8月2日（月）が振替日となります。
預金残高のご確認をお願いします。

問合せ 住民保険課 国民健康保険係 IP 68-9063（直通）

6/6

下市町消防団消火・礼式訓練

6月6日、下市町消防団による山林火災を想定した消火訓練及び礼式訓練が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して行われました。

消火訓練では、放水地に広橋清水地区の山林、消防水利には広橋中村地区の長谷川が使用されました。

大川消防団長の指揮のもと、中継地点の各分団は、確実な消火活動を実践するために無線で連絡を



取り合いながら水圧などを調整し、水利から12台の消防車両を中継して放水地点で待つ筒先へと水を届けました。

訓練後には、堀下市消防署長から「12分団全部のホースを中継したことは大変意義のあることです。」と講評が行われました。

礼式訓練では、新入団員らが下市消防署員指導のもと、基礎的な礼式・消防用ホースの扱い方などについて指導を受けました。

6/10

交通事故・振り込め詐欺ゼロを目指して

6月10日、下市グラウンドゴルフクラブ第3回大会が下市中央公園グラウンドで行われました。

開会式では吉野警察署と総務課による「安全・安心教室」が行われました。この教室は今回で18回目となり、会員に高齢者が多いことから、競技前に交通安全と防犯意識を高めるために開催されました。

吉野警察署西浦係長から交通安全に関する講話、下市駐在所田川



主任からは防犯に関する講話があり、会員に向けて交通安全と防犯対策が呼びかけられました。

また、2名の選手代表から「飲酒運転は絶対にしてない。不審な電話があったら警察へ通報する。」など力強く安全宣言が行われました。

会員は新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両方を取りながら、競技を楽しんでいました。

下市町保健センターからのお知らせ

場所／下市町保健センター

事業名	日	時	対象者・内容等
こころの健康相談	7月5日(月)	午後1時～	健康福祉課にご予約お願いいたします
胃がん検診・大腸がん検診 肺がん検診	7月20日(火)	午前8時30分～11時 詳細な時間は個別で案内します	40歳以上の町民の方 子宮がんについては20歳以上の町民の方 ※ごんたくん健康ポイント事業対象
大腸がん検診・肺がん検診 子宮がん検診・乳がん検診		午後1時～3時 詳細な時間は個別で案内します	
幼児健診	7月27日(火)	午後1時～ 詳細な時間は個別で案内します	【1歳6か月児】 令和元年12月1日～令和2年2月29日生
		午後1時30分～ 詳細な時間は個別で案内します	【3歳児】 平成29年12月1日～平成30年2月28日生

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、事業を延期・中止させていただく場合があります。
中止・延期の際は下市テレビで周知いたします。

問合せ 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9065 (直通)

高齢者外出支援タクシー券の交付について

下市町では高齢者の方を対象に、タクシー利用券を交付することで公共機関や病院等への外出を促し、日常生活の利便の向上を図るため下記のとおり事業を実施しております。

タクシー券利用申請書類は、75歳以上の方並びに昨年度交付を受けた方へ、7月中旬に送付させていただきます。なお、申請書類は届かないが対象になると思われる方は、お手数ですが健康福祉課までお電話をいただきましたら申請書類を送付させていただきます。

申請の受付につきましては、昨年同様、新型コロナウイルス感染予防対策のため、郵送で受付いたしますので、返信用封筒に入れて申請してください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

対象者 ・75歳以上の方

- ・65歳以上の高齢者のみで構成する住民税所得割非課税世帯の方
(ただし、下市町障害者外出支援事業に該当する方は除きます。)

利用範囲 原則下市町内 (ただし下市口駅は可)

内容 タクシー乗車料金の補助券を交付 (26枚)

※タクシー券を交付する方に奈良交通の路線バス区間で利用できるバスチケットを併せて交付します。(200円券×20枚)

問合せ 健康福祉課 高齢福祉係 IP 68-9064 (直通)

『がん検診を受けましょう』

集団各種がん検診			
実施日	受付時間	検診内容	場所
7月20日(火)	午前8時30分～11時	胃がん・大腸がん 肺がん	下市町保健センター
	午後1時～3時	大腸がん・肺がん 子宮がん・乳がん	

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、受付は時間を区切り案内させていただきます。

※申込人数を制限させていただいているため、人数が上限になると申し込みができなくなることがあります。



子宮がん・乳がん検診は2年に1回となります！！

ごんたくん健康ポイント事業対象です！

予約・問合せ 健康福祉課 保健予防係
IP 68-9065 (内線161・169)

高齢者肺炎球菌予防接種料の一部助成を行います

対象者の方は令和3年度に次の年齢になる方です。

年齢	対象生年月日
65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生
70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
90歳	昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日生
95歳	大正15年4月2日～昭和 2年4月1日生
100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生

今まで肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方を対象に、2019年度から2023年度までの5年間に1人1回、定期接種の機会を設けています。

※対象の方には、ワクチン接種券を送付いたします。

接種期間 令和3年8月1日～令和4年3月31日

問合せ 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9065 (直通)

国民健康保険高齢受給者証の切り替えは郵送で行います

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証は、令和3年7月31日で有効期限が切れるため使用できなくなります。新しい高齢受給者証は郵送（簡易書留）で令和3年7月下旬に送付させていただきます。現在ご使用中の高齢受給者証は令和3年8月1日以降に廃棄処分していただきますようお願い致します。

対象者 国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方

※令和4年7月31日までに75歳になる方につきましては、75歳になる誕生日から後期高齢者医療に切り替わりますので、誕生日の前日までが有効期限となります。

奈良県 国民健康保険高齢受給者証			
有効期限		令和 年 月 日	
交付年月日		令和 年 月 日	
記号	奈37	番号	(枝番)
世帯主	住所		
	氏名		
対象者 保険者	氏名	見本	
	生年月日		
一部負担金の割合			
発効期日			
保険者番号並びに交付者の名称及び印		290783	印 下市町

国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証の更新手続きについて

奈良県 国民健康保険限度額適用認定証			
有効期限		令和 年 月 日	
交付年月日		令和 年 月 日	
記号	奈37	番号	(枝番)
世帯主	住所		
	氏名		
適用対象者	氏名	見本	
	生年月日		
発効期日			
適用区分			
保険者番号並びに交付者の名称及び印		290783	印 下市町

奈良県 国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限		令和 年 月 日	
交付年月日		令和 年 月 日	
記号	奈37	番号	(枝番)
世帯主	住所		
	氏名		
額適用対象者	氏名	見本	
	生年月日		
発効期日			
適用区分		交付者印	
長期入院時			
保険者番号並びに交付者の名称及び印		290783	印 下市町

奈良県 国民健康保険 特定疾病療養受療証			
有効期限		令和 年 月 日	
交付年月日		令和 年 月 日	
認定疾病名			
記号	奈37	番号	(枝番)
被保険者	氏名		
	生年月日	見本	
発効期日			
自己負担限度額			
保険者番号並びに交付者の名称及び印		290783	印 下市町

現在ご使用中の上記認定証および受療証については、有効期限が令和3年7月31日までとなっています。引き続き入院や通院等により証が必要な方は、再度、住民保険課で更新手続きをしていただきますようお願い致します。

更新手続きに必要なもの・・・国民健康保険被保険者証

問合せ 住民保険課 国民健康保険係 IP 68-9063（直通）

令和3年度から国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険県単位化に伴い、「同じ世帯であれば、県内のどこに住んでも保険税（料）が同じ」になるよう、段階的に税率改正を行い、令和6年度に県内保険税（料）の統一を目指すこととしているため、下市町でも令和3年度より税率改正をさせて頂くこととなりました。なお、税率改正については、下市町国民健康保険運営協議会において審議がなされ、協議会からの答申に基づき決定されたものです。

新たな税率は下表のとおりです。国民健康保険税は、医療費などに充てられる大切な財源ですので、納税にご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

◇令和3年度下市町国民健康保険税率◇

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳～64歳の方)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
所得割	7.4%	7.5% (0.1%増)	2.4%	2.8% (0.4%増)	2.5%	3.1% (0.6%増)
平等割	19,200円	19,500円 (300円増)	6,000円	7,200円 (1,200円増)		
均等割	25,200円	26,400円 (1,200円増)	7,800円	9,600円 (1,800円増)	14,400円	16,800円 (2,400円増)

医療保険分・・・医療給付に充てる分

後期高齢者支援金分・・・75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支える分

介護保険分・・・介護保険サービスに充てる分

所得割・・・加入者の前年の総所得金額等に基づき算出され、加入している1人ごとに計算される

平等割・・・加入世帯ごとに一律の金額となる

均等割・・・加入者1人ごとに、年齢や所得に関係なく一律の金額となる

◇税率改正の引き上げによる保険税額（モデルケース）

※所得に応じて、均等割及び平等割が7割・5割・2割軽減される場合があります。

【1】単身世帯（70歳）
年金収入120万円

令和2年度	令和3年度（改正後）
17,400円	18,700円

【2】2人世帯（夫70歳、妻68歳）
夫：年金収入200万円
妻：年金収入100万円

令和2年度	令和3年度（改正後）
91,500円	97,700円

【3】2人世帯（夫45歳、妻43歳）
夫：給与収入360万円
妻：収入なし

令和2年度	令和3年度（改正後）
367,100円	401,500円

【4】4人世帯（夫婦45歳と43歳、子ども15歳と13歳）
夫：給与収入360万円
妻：給与収入120万円

令和2年度	令和3年度（改正後）
460,200円	503,000円

特定健康診査・後期高齢者健康診査のご案内

特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診券について

国民健康保険に加入している40歳から74歳の方、後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、5月中旬に発送している受診券について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年同様発送を見合わせております。

受診を希望する方には、個別に受診券を発送しますので下記までお問い合わせください。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）

後期高齢者医療保険について

新しい被保険者証を送付します

令和3年8月1日からご使用いただく新しい「被保険者証」を、7月下旬に『簡易書留』でお届けします。

新しい「被保険者証」は、右上の有効期限が「令和4年7月31日」となっています。

令和3年8月1日以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい「被保険者証」をご提示ください。

また、裏面に臓器提供の意思表示欄が設けられていますのでご活用ください。

なお、有効期限の切れた被保険者証は、住民保険課へご返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分してください。



限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

令和3年5月末現在において限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されている被保険者の方で、令和3年8月1日以降も引き続き発行対象となる方につきましては、7月下旬に新しい認定証を郵送します（更新手続きは不要です）。

なお、入院等による新規での申請も受け付けています。発行対象にならない場合もありますので、先にお電話でお問い合わせのうえ、申請手続きをしてください。

令和3年度保険料額決定通知書は7月中旬に郵送します

令和3年度保険料について

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。保険料を決める保険料率は2年ごとに改定されます（次回改定は令和4年度）。

保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されます。

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。（普通徴収）

《令和3年度保険料（年額）の計算方法》

均等割額（被保険者1人当たり） 48,100円

+

所得割額（総所得金額等－基礎控除43万円）×所得割率9.41%

||

被保険者の保険料（100円未満切り捨て）
（1人当たり上限額 64万円）

◆令和3年度から、基礎控除額が33万円→43万円に変わりました。

保険料の軽減について

令和3年度は、国の軽減特例措置が見直されたことにより、これまで7.75割軽減となっていた方は7割軽減が適用されます。また、対象者の所得要件が下表のとおり変更されます。

均等割額軽減条件（世帯の所得に応じて判定）

変更前（令和2年度）	
軽減割合	対象者の所得要件 ※1
7.75割軽減	基礎控除額（33万円）を超えない世帯
7割軽減	基礎控除額（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）の世帯
5割軽減	基礎控除額（33万円）+28.5万円×世帯の被保険者数を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額（33万円）+52万円×世帯の被保険者数を超えない世帯



変更後（令和3年度）	
軽減割合	対象者の所得要件 ※2
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等※3の数-1）を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額（43万円）+28.5万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与所得者等※3の数-1）を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額（43万円）+52万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与所得者等※3の数-1）を超えない世帯

※1 同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計で判定します。65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除して軽減判定します。

※2 軽減の基準となる「10万円×（給与所得者等の数-1）」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※3 一定の給与所得がある方または公的年金等の所得がある方。

◆軽減判定は4月1日（4月2日以降に資格取得された場合は資格取得日）の世帯の状況で行います。

8月2日(月)は後期高齢者医療保険料第1期の納期限です

期限までに、お忘れのないようにお納めください。また、口座振替ご利用の方は、預金残高のご確認をお願いします。

※詳しくは、住民保険課または、奈良県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）
奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0744-29-8430

「介護保険負担割合証」の更新について

要支援・要介護認定を受けている全ての方並びに、日常生活支援総合事業の事業対象の方には、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行していますが、有効期限が令和3年7月31日までとなっています。

つきましては、令和3年8月1日からの「介護保険負担割合証」を7月中旬に郵送いたしますので、ご確認ください。

なお、有効期限の過ぎた「介護保険負担割合証」につきましては、処分していただきますようお願いいたします。

介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

《負担額の軽減制度について》

介護保険の施設入所やショートステイを利用した際の食費・居住費について低所得者の負担が過重とならないよう、課税状況、資産、年金収入の状況に応じて自己負担が軽減される制度です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、有効期限が令和3年7月31日となっておりますので引き続きサービスをご利用の場合は、新たに申請が必要となります。

お忘れのないよう早めの手続きをお願いいたします。

ご不明なことがございましたら下記までお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	令和 年 月 日
氏名	
住所	
生年	
性別	
年齢	
所得	
資産	
年金収入	
認定額	
認定期間	
備考	
介護保険番号	294439
密着介護施設	
介護施設	

問合せ 健康福祉課 介護保険係 IP 68-9064 (直通)

令和3年度国民年金免除申請の受付が始まります

令和3年7月1日より、令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月分)の免除申請の受付が始まります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、申請していただくことで保険料が免除または猶予される制度です。

申請日より2年1か月分までさかのぼって免除申請をすることができます。

※本人・配偶者・世帯主の所得制限があります。

※一部免除の場合は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

保険料の追納

免除・納付猶予された保険料は、10年以内であれば後から納める(追納)ことができます。免除期間がある場合は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで年金の受給額を増やすことができます。

※免除等の承認を受けられた期間の翌年度から、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

申請に必要なもの

基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの

離職・退職された方は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」

※新型コロナウイルス感染症の影響による免除申請も受付しております。

問合せ

住民保険課 IP 68-9063 (直通)

大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の支援のため新たな給付金の支給を実施します。

支給対象者

下記の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

①令和3年3月31日時点で**18歳未満の児童**（障害児の場合**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

②令和3年度分の**住民税（均等割）が非課税**の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

支給額

児童1人当たり一律5万円

給付金の手続き

I 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ・ **申請不要**で受け取りができます。
- ・ 令和3年7月中に児童手当・特別児童扶養手当の振込口座に振り込みます。

II 上記以外の方（例 高校生のみ養育されている方、収入が急変した方）

- ・ **申請が必要**です。
- ・ 申請をされる方は下記までご連絡ください。
- ・ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認し、指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

離婚した（又は協議中の）方、DV避難中の方も給付金を受け取れる場合があります。

下記までご相談ください。

問合せ 健康福祉課 児童福祉係 IP 68-9064（直通）

7月（東京オリンピック開催に伴う祝日変更による）のごみ臨時収集のお知らせ

下記の通り可燃（燃える）ごみの収集を行います。ごみ集積所に午前8時までに出してください。

※原則、祝日・休日のごみの収集はお休みです。

収集日 7月22日（木）海の日

※今年は東京オリンピックの関係で7月23日（金）が祝日「スポーツの日」となっております。

7月23日（金）の可燃ごみの収集（阿知賀・新住・小路地区）分は、前日の7月22日（木）に変更になりますのでご注意ください。

収集地区 下市（A・B）・善城・岩森・新住・阿知賀・小路

※7月の広橋・丹生・長谷・谷・西山・貝原・黒木の不燃（燃えない）ごみ及び下市Bの資源②ごみの収集はございません。

問合せ 生活環境課 ☎52-5901

「空き家調査」にご協力をお願いします

町は、空き家の適正な維持管理や利活用に向けた各種対策を講じるため、空き家の実態調査を実施します。本事業で委託している、NPO法人空き家コンシェルジュの調査員（スタッフ）が空き家外観目視調査で地域を巡回します。

調査員が、近隣にお住いの皆さんに、空き家と思われる住宅や店舗などについて伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

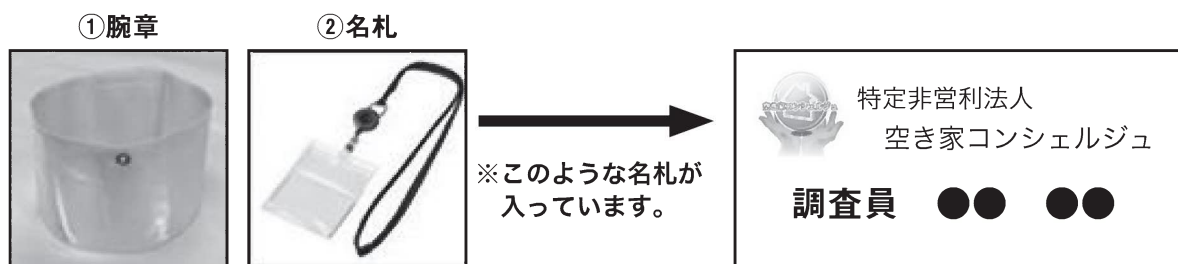
調査内容：空き家外観目視調査（現況確認・外観写真撮影）

実施時期：令和3年7月～8月

対象地区：下市町内全域

※調査員は識別できるよう、下記のような①腕章と②名札を付けております。

なお、調査員は対象建物内部に立ち入ることはありません。



NPO法人空き家コンシェルジュとは

奈良県全域で空き家の適正管理を行っているNPO法人。空き家の総合相談窓口として空き家の賃貸・売買・管理・解体をはじめとする空き家に関するあらゆる相談を受けている。また、奈良県内市町村と共同で毎月空き家セミナー&相談会を開催している。

・橿原事務所（橿原市小房町9-32）

☎0744-35-6211

・吉野事務所（吉野町上市182）

☎0746-39-9030

Mail akiyaconcierge@zeus.eonet.ne.jp

HP <http://www.akiyaconcierge.com/>



問合せ 総務課 IP 68-9060（直通）

あなたの大切な遺言書を法務局が守ります ～預けて安心！自筆証書遺言書保管制度～

遺言書を作成して、相続トラブルを未然に防止しましょう

〈遺言書を作成しておくこと・・・〉

- ・あなたの意思に従った遺産の分配ができます。
- ・相続人以外の方にも財産の分配（遺贈）ができます。



遺言書を作成したときは、法務局の保管制度をご利用ください！

〈本制度を利用すると・・・〉

- ★遺言書の紛失・改ざんや隠ぺいの心配がありません。
- ★家庭裁判所の検認が不要となります。
- ★保管の申請には、1通につき、手数料3,900円がかかります。



【本制度の問合せ】 ※本制度の申請手続には予約が必要です。

ホームページによるお問合せ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nara/>

電話によるお問合せ（平日午前8時30分～午後5時15分）

奈良地方法務局供託課 ☎0742-23-5456

奈良地方法務局五條支局 ☎0747-22-2484



令和3年度奈良県警察官(第2回)採用試験

第1次試験日

- ①教養試験・論(作)文試験 9月19日(日)
- ②体力試験・口述試験 10月9日(土)、10日(日)のうち指定する1日

受験資格

- ①大卒区分
昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人
または令和4年3月末日までに卒業見込みの人
- ②大卒区分以外
上記①以外の人

受付期間

- 郵送(簡易書留で) 7月2日(金)～8月20日(金)
- 持参(直接下記受験申込先へ)
- インターネット(県警ホームページから) 7月2日(金)～8月16日(月)

問合せ・受験申込先

奈良県警察本部警務課採用係
〒630-8578 奈良市登大路町80番地
☎ 0120-351-204(採用フリーダイヤル)
URL <https://www.police.pref.nara.jp/>

その他

上記以外に、特別区分(サイバー捜査官)による採用試験を実施します。
詳しくは上記問合せ・受験申込先までお問い合わせください。

担当者

奈良県警察本部警務課採用係 倉山 隼
☎ 0742-23-0110(内線2624)



下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

営業時間 午前11時～午後7時
(受付は午後6時30分まで)

ごんた食堂

【平日】

午前11時30分～午後2時
午後4時30分～7時

【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時
(ラストオーダー 午後6時30分まで)

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー『風呂の日定食』がございます。



※写真はイメージです



各種宴会を承っております。ご予約はごんた食堂へ。

7月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	○5	○6	7	8	9	10
11	○12	13	14	15	16	17
18	○19	20	21	22	23	24
25	○26	27	28	29	30	31

☎今月の風呂の日は27日です

※社会情勢により、営業時間等を変更する場合があります。なお、ごんた食堂は7月7日から営業の予定です。

問合せ

下市温泉秋津荘・明水館
☎ 52-2619 (フロイク)
IP 68-9081

吉野三町無料法律相談 (奈良弁護士会所属弁護士による無料相談)

日 時 7月16日(金) 午後1時～4時
場 所 吉野町役場
予約・問合せ 吉野町役場 町民税務課
☎ 0746-32-3081

中南和法律相談センター無料法律相談 (県内中南和各地で随時開催しています)

予約・問合せ 奈良弁護士会
中南和法律相談センター係
☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所 (常駐の弁護士が相談にあたります)

場 所 大淀町大字下淵68番地の4
やすらぎビル4階
問 合 せ ☎ 050-3383-0025
※無料になる場合があります。
まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日 時 毎週木曜日 午後1時～4時
開催日等は直接お問い合わせください。
場 所 吉野町役場
問 合 せ 吉野町役場 町民税務課
☎ 0746-32-3081 (代表)

8月2日(月)は固定資産税第2期の納期限です。

納め忘れのないようにお納めください。また、口座振替をご利用の方は、預貯金残高の確認をお願いします。 税務課

農地の転用・売買・賃貸借には 農業委員会への手続きが必要です

農地法により農地を転用(太陽光発電・駐車場・資材置場等)、所有権移転、賃貸借契約等を行う場合は農業委員会の許可や届け出が必要となります。中には転用のできない農地もあります。

また、農地の形状を変更する場合(田を畑等に)する場合には届け出が必要となります。事務手続きにつきましては農業委員会事務局にご相談ください。

問 合 せ 下市町農業委員会(地域づくり推進課内)
IP 68-9070(直通)

農薬の適正使用について

農薬を使う時は周辺の人、物、農作物などに配慮してください。

農薬はラベルに表示されている内容に従って使用することが義務付けられています。学校・公園・住宅地などに隣接する場所で農薬を使用する場合は、飛散防止の取り組みと周辺住民への事前周知を徹底しましょう。 地域づくり推進課

義務教育学校建設工事等の説明会のご案内

義務教育学校の建設工事等に伴う説明会を下記のとおり開催いたします。

日 時 7月10日(土) 午後7時～
場 所 下市観光文化センター 2階研修室
問 合 せ 教育委員会 学校教育係
☎ 52-1711(代表)

てんいち先生



7月は差別をなくす強調月間

- ・供養として
- 下井 典彦 (阿知賀) 3万円
- 上田 富一 (下市) 2万円
- 福本 喜彰 (栃原) 3万円
- 馬本佳代子 (栃原) 3万円
- 谷車 道弥 (新住) 5万円
- 青木 一和 (梨子堂) 3万円
- ・叙勲内祝
- 北浦 孝治 (下市) 5万円

(敬称略)

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。5月16日〜6月15日の期間に、次の皆さんから預託をいただきました。

社協だより



相談内容	場所	相談日	時間
行政・人権・心配ごと相談 行政相談委員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125	7月1日(木)	午後1時
		8月5日(木)	
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125	7月15日(木)	3時
		8月19日(木)	

下市消防署からの

お知らせ

「火遊び・花火による火災の防止」

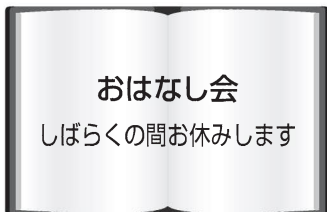
夏は、花火のシーズンですが、取扱以上の不注意から毎年火災が発生しています。素敵な思い出にするためにも以下のことに注意しましょう。

- ①子供だけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がないか確認する。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日はしない。

奈良県広域消防組合
下市消防署



図書館だより



7月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日〜月曜日 午前9時〜午後5時
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しく下さい。(DVD・ビデオテープを除く)

新型コロナウイルス等感染症の感染拡大予防のため、今年度の図書館まったりは中止とさせていただきます。

下市観光文化センター2F
(下市町立図書館)
☎52-1711
P 68-9080

★日本はこうしてつくられた



安部龍太郎
小学館

出雲から出土した硯の謎、奈良大仏と八幡神のふるさとの関係、日本海三大古墳と大和の関係、四国の阿波と房総の阿波を結んだ黒潮。古代日本の成り立ちを作家・安部龍太郎が丹念に解き明かす。

下市町立図書館 新着図書リスト

はじめての渋沢栄一	渋沢研究会 / 編
こっそりマスク内美容	川上愛子他/監修
おかあさんの扉10	伊藤理佐
桜庭一樹のシネマ桜吹雪	桜庭一樹
元彼の遺言状	新川帆立
かか	宇佐見りん
新・居眠り磐音 幼なじみ	佐伯泰英
終の暮らし	曾野綾子
ほらぴったり	ナオミ・ジョーンズ他
アーヤと魔女	宮崎五朗 / 監督
3だいの機関車	桑原三郎 / 訳
誕生日&名前うらない	朝日新聞出版 / 編著
ピラミッドのサバイバル 4	洪在徹他
文章を読む、書くのが楽しくなっちゃう本	Quizknock
黒魔女さんと死霊の宮殿	石崎洋司
若おかみは小学生スペシャル短編集3	令丈ヒロ子

下市町のホームページ上から町立図書館の蔵書が検索できるようになりました。ぜひともご利用ください。蔵書が在館しているかは電話でお問い合わせください。ネット予約もできますのでご利用ください。

しもいちのうけつけ

令和3年6月1日現在

人口	5,001人	(-3)
男	2,359人	(±0)
女	2,642人	(-3)
世帯数	2,397世帯	(-4)
	()内は前月比	
出生	2人	死亡 9人
転入	7人	転出 3人

日本赤十字社資に関するお礼

令和3年度日本赤十字社資募集にご協力いただきありがとうございました。おかげをもちまして、令和3年6月18日現在で、金605,400円の社資が集まりました。今後とも日本赤十字社の活動に対しご支援ご協力をお願いいたします。

日本赤十字社下市町分区長
下市町長 枚本 龍昭

かぶと虫の森休園のお知らせ

毎年、お楽しみにしていただいております、「かぶとむしの森」は新型コロナウイルス感染防止のため今年度は休園させていただきます。何卒ご了承ください。



下市地域づくり推進会議
かぶと虫の森

7月は「差別をなくす強調月間」並びに「社会を明るくする運動強調月間」です

広告